

議員提出議案第6号

湯河原町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月15日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	山本俊明
	同	室伏友三
	同	露木寿雄
	同	長谷川俊子
	同	原田洋
	同	土屋誠一

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方自治法第2条第4項に規定されていた基本構想の策定の義務付けが撤廃されたことに伴い、基本構想について引続き議会の議決事件とするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会基本条例の一部を改正する条例

湯河原町議会基本条例（平成 18 年湯河原町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 湯河原町自治基本条例（平成 18 年湯河原町条例第 27 号）第 13 条に規定する基本構想及び基本計画に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。